

「学校規模の最適化について」(抜粋)

文部科学省初等中等教育局企画官 杉浦久弘

少子化の現状

戦後、児童生徒数と小中学校数は、資料A、資料Bのように推移してきた。小学校では昭和56年、中学校では昭和61年をピークに少子化が続いている。ここ数年減少は緩やかであるが、0～6歳人口の推移を見ると、今後、さらに減少する傾向にある(資料C)。平成17年国勢調査によれば、全国の0歳人口を6歳人口と比べると10.5%の減であり、6年後の小学校の新入生は、今より約1割減となる。

しかし、問題はこれだけではない。少子化の進み方を各市区町村毎に見てみると、小規模な市区町村ほど、総じて減少幅が大きくなっている(資料D)。

人口5万人未満の市区町村(1,718)は、全国市区町村数の約3/4を占めており、ここに日本人の約2割が住んでいるが、0歳人口は6歳人口に比べて平均18.3%の減となっている。この1,718市区町村のうち約1/4(439)は30%以上の減となっている。

人口1万人未満の市区町村(794)では、平均19.2%の減となっており、このうち約1/3(287)の市区町村が30%以上の減となっている。

今後6年間で小学校新入生が30%以上の減となる市区町村は、全国の約2割の445市区町村であり、そのほとんど(439)が人口5万人未満の市区町村である。

なお、同じ市区町村であっても地域・学区によって減少幅に違いが出ることもあり、少子化がさらに厳しいところもあると考えられる。これらは「地域から子どもが急に消えていく」と言えるような変化ではなかろうか。

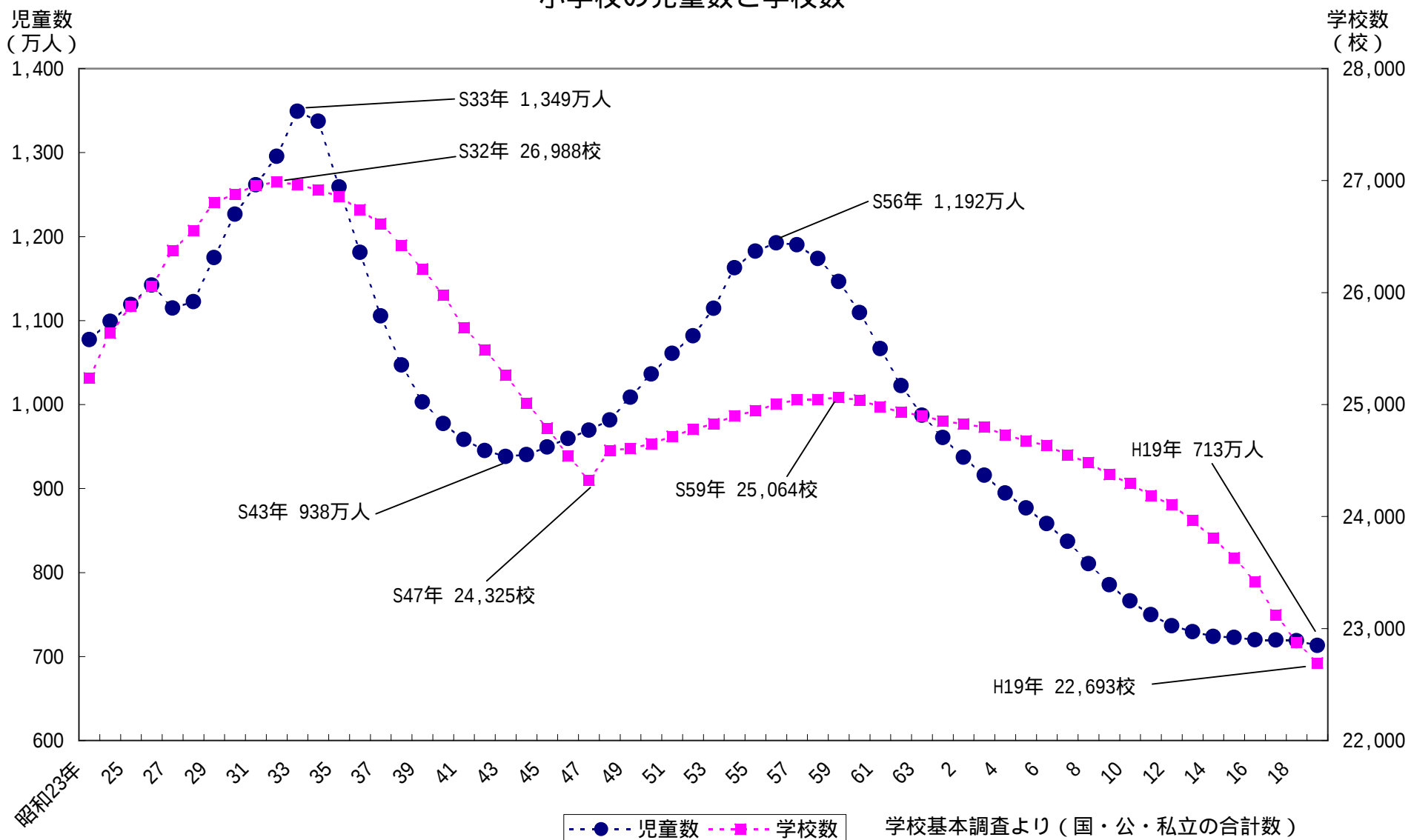
また、ある地域では「『子どもが減る』というより『家が消えていく』という感じだ」という話も聞いた。少子化だけでなく、経済の影響等により過疎化などの社会的な人口変動も同時に進んでいることにも注意する必要がある。

一般的に言えば、小学校には6～12歳の児童が在籍しているため、新入生数の変化は学校全体で直ちには表れないが、毎年続く少子化や学年単位の指導等により、徐々にかつ着実に影響が出てくると思われる。1つの学年で2つ以上の学級を組むことができなくなると不安を感じる保護者も増えてくる。また、子どもの人数が少なくなると、児童生徒数が毎年安定せず上下に変動したり、男女比の偏りが目立つようになってくると言われている。

校舎建設や改修の投資効果などを考えると、向こう20年程度は十分活用できる学校を建設して、これからのまちづくりに必要な安定した教育基盤を再整備したいところである。今後、少子化に歯止めがかかるかどうかは分からないが、人口減少が進む地域では5～6年先の学校運営も厳しく、20年先までとても見えないというところもあるのではないかな。

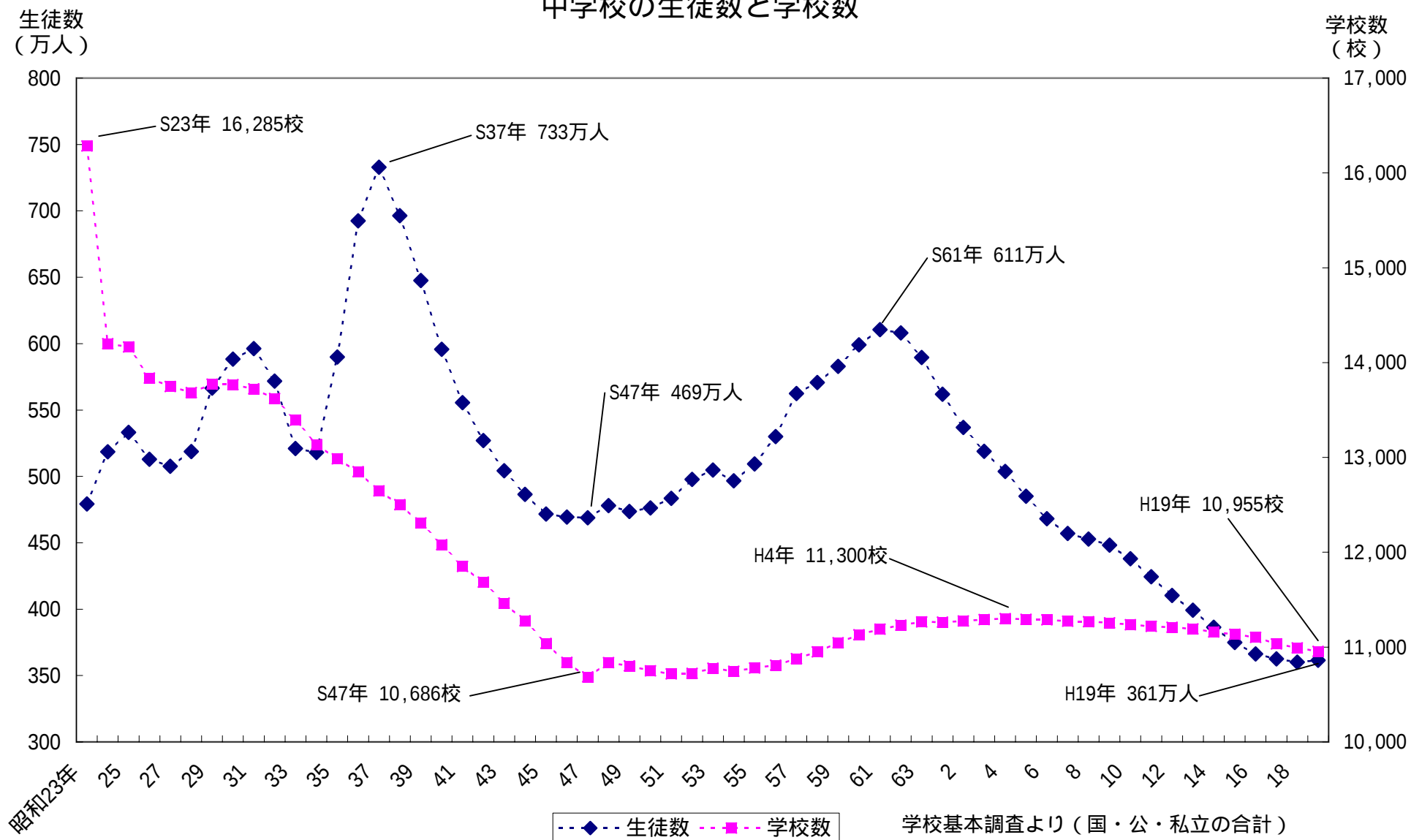
【資料 A】

小学校の児童数と学校数

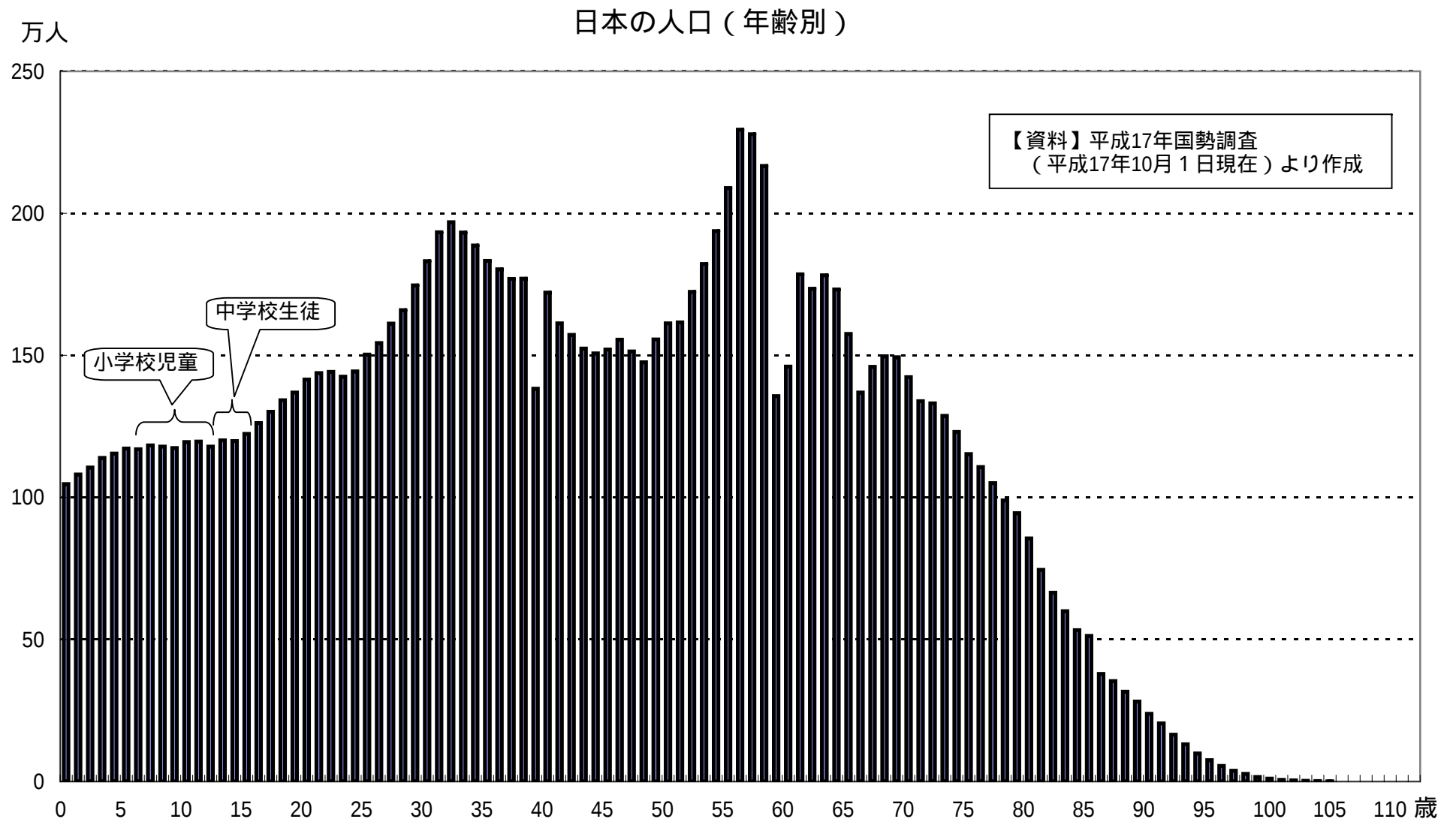


【資料 B】

中学校の生徒数と学校数



【資料 C】



【資料 D】 市区町村別の少子化の現状（0歳人口を6歳人口と比較した場合の増減の割合）

		子どもが減少している市区町村数 （区分：％超～％以下）（注）								±0	子どもが増加している市区町村数 （区分：％超～％以下）								市区町 村 数 計	平 均 増減率 (%)	【参考】人 口 （日本人）（万人）		
		-100 ～ -80	-80 ～ -60	-60 ～ -50	-50 ～ -40	-40 ～ -30	-30 ～ -20	-20 ～ -10	-10 ～ 0	0	0 ～ 10	10 ～ 20	20 ～ 30	30 ～ 40	40 ～ 60	60 ～ 80	80 ～ 100	総数			0 歳	6 歳	
		0	10	20	30	40	60	80	100														
全市町村合計		3	22	46	114	260	470	637	406	33	139	54	19	11	12	7	6	2,239	-16.6	12,573	105	117	
（参考）分布割合(%)		0.1	1.0	2.1	5.1	11.6	21.0	28.5	18.1	1.5	6.2	2.4	0.8	0.5	0.5	0.3	0.3	100.0					
規模別内訳	人以上 人未満 20万～	0	0	0	0	0	0	47	60	0	11	5	0	0	0	0	0	123	-7.3	6,174	53	57	
	10万～20万	0	0	0	0	2	14	67	50	0	10	1	0	0	0	0	0	144	-11.2	2,009	17	19	
	5万～10万	0	0	0	1	3	53	106	63	0	23	4	0	1	0	0	0	254	-12.4	1,773	15	17	
	1万～5万	0	0	2	31	119	258	282	153	4	55	9	6	3	1	1	0	924	-17.5	2,193	17	20	
	5千～1万	0	2	15	49	87	86	80	57	8	25	15	3	3	1	0	0	431	-21.5	314	2	3	
	～5千	3	20	29	33	49	59	55	23	21	15	20	10	4	10	6	6	363	-16.6	110	1	1	

（注）（子どもの増減率）＝（0歳人口）－（6歳人口）÷（6歳人口）×100

（注）例えば「-20～-10」は「-20％超～-10％以下」という区分を示す。ただし、「-10～0」は「-10％超～-0％未満」とし、「0％」を含んでいない。また、「-100～80」は「-100％以上～-80％以下」とし、「-100％」を含めた。

（注）「市区町村」は平成17年10月1日現在であり、「区」は東京都特別区の23区である。

（注）「人口」は、平成17年10月1日調査時点の常駐人口（日本人）。年齢は、平成17年9月30日現在の満年齢。

（参考）各市町村の0歳人口／6歳人口の比率の単純平均は-16.6％であるが、全国日本人人口の0歳人口／6歳人口の比率は-10.5％
人口5万人未満の市区町村増減率の単純平均は-18.3％、人口1万人未満の市区町村の増減率の単純平均は、-19.2％

【参考】上表の増減率の区分毎に分類した場合の当該市区町村の人口の合計

人口（日本人）の 合計（万人）	0	6	21	99	357	1,224	4,132	5,431	15	976	261	24	19	5	2	1	12,573
分布割合（％）	0.0	0.0	0.2	0.8	2.8	9.7	32.9	43.2	0.1	7.8	2.1	0.2	0.2	0.0	0.0	0.0	

20％以上減の地域：1,708万人

30％以上減の地域：483万人（3.8％）

学校統廃合とこれまでの文部科学省の施策

全国どの地域であっても、子どもたちが一人残らず必ず義務教育を受けることができるよう、保護者は子弟を就学させる義務を負い、市区町村は小中学校を設置する義務を負っている。あわせて国・都道府県は財源保障等を行っている。こうした社会全体の協力・分担により整備された学校を通じて、全ての子どもに等しく一定水準以上の教育の機会が保障されている。

小中学校の設置は、市区町村の権限と判断に基づいて行われる。文部科学省は、個々の公立校の設置に直接関わることはできない。各市区町村が、学校をどこに建て、どのくらいの児童生徒を受け入れて教育するかについて中長期的計画を立てて対応している。

しかし同時に、学校は、社会全体から多額の公的資金や協力を受けて建設・運営されている。児童生徒などが集まって学ぶことで一定水準以上の教育が実現でき、また、友人とのふれあいや集団生活を通じて社会性を育て日本文化を習得していくことができる。子どもの発達の状況や教育効果等を第一に考え、それに合わせていつでも少人数教育や最適規模の学習集団を編成できるような学校規模や教育環境こそが、教育の場として望ましいのではなかろうか。文部科学省は、学校教育法など教育の基本的・全国的な枠組みを定める役割を担っていることから、学校が学校としてつねに最適状態でその機能を十分に発揮していくことができるよう規定や制度を整えとともに、設置者の市区町村はもちろん、都道府県、地域住民や保護者等が、子どもの教育環境の改善のため協力し合えるよう条件・ルールを整える必要がある、と考える。

文部科学省は、これまでも学校統廃合について方針・政策を示してきた。戦後最初の小学生のピークは昭和33年であったが、この少し前の昭和31年、中央教育審議会答申を踏まえて、「公立小・中学校の統合方式について」という通達が発出された（資料E）。この通達は、小規模校では教職員の適正配置や施設設備の整備充実が難しく教育効果を上げにくいこと、学校経費が割高となるなどの現状を踏まえ、学校統合の推進を求めるものであった。当時、町村では昭和の大合併が進んでおり、この機運と合わせて、地域の文化的中心であり精神的結合の基礎である学校についても積極的計画的に統合するよう促す内容であった。この通達では、教育効果や土地の実情に即した統合の実施、住民への啓発など学校統合の基本方針が示されるとともに、統合する場合の規模はおおむね12学級以上18学級以下を標準とすることや、通学距離は小学生4km、中学生は6kmを最高限度として各教育委員会が実情に即した基準を定めることなどの基準が示された。また、学校規模の標準等について規定が整備され（学校教育法施行規則第41条、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条等）、統合で必要となった校舎等の新增築の経費の国庫負担率の嵩上げや教職員定数の激変緩和措置などが新たに設けられ、現在に至っている（資料F）。

その後、昭和48年に「公立小・中学校の統合について」という通知が出された（資料G）。学校統合の意義や適正規模については前の通達どおりとしつつ、学校規模を重

視する余地無理な統合を行って地域住民間で紛争を起こしたり、通学上著しく困難な状態を生じさせることは避けなければならないこと、教育上総合的に考えると小規模校の存置・充実のほうが好ましい場合もあることなどが示された。児童生徒や学校、地域の実情に合わせていくことをさらに求める内容であった。この通知が出された頃、中学生数も底を打ち（昭和47年）その後、第2次ベビーブームによる児童生徒増への対応、過大規模校の解消などが課題となっていた。

学校統廃合に関する国の施策は、これら2つの通知をもとに展開され今に至っている。

文初財第503号
昭和31年11月17日

各都道府県教育委員会教育長、各都道府県知事あて

文部省事務次官

公立小・中学校の統合方策について

公立小・中学校のうちには小規模の学校が多く、これらの学校においては、一般に教員の適正な配置や施設設備の整備充実を図ることがむずかしいため、教育効果の向上を図ることが困難であるばかりでなく、学校経費も割高となっている現状である。文部省においては、この問題の重要性にかんがみ、さきに中央教育審議会に諮問し、別紙のような答申を得た次第である。

ついては、貴職におかれても学校統合の意義に十分考慮を払い、地方の実情に即し、答申の趣旨を施策の参考として、統合の推進を図るとともに、貴管内関係機関に対して趣旨の徹底方を願います。

なお、文部省においては、答申の趣旨に従って所要の措置を講じ、具体的な事項については、指導書を作成する等により目的の達成に努める所存であるが、このことについては、おって連絡する。

(別紙)

昭和31年11月5日

文部大臣殿

中央教育審議会

公立小・中学校の統合方策についての答申

本審議会は、公立小・中学校の統合方策について、特別委員会を設けて審議を行って得た結果に基づき、総会においてさらに慎重に審議し、次の結論に達しましたので答申いたします。

記

公立小・中学校のうち、小規模学校の占める割合は大きく、これらの小規模学校は、教員組織の充実と施設設備等の拡充を図る上に困難を伴うことが多いので、これを適正な規模にまで統合することは義務教育水準の向上と学校経費の合理化のためきわめて重要である。

特に、ここ数年来画期的な規模において町村の合併が行われ、合併市町村ではその建設計画において地域の文化的中心であり、精神的結合の基礎である学校の統合を重要な課題としてとりあげているので、この機運とあわせて、小規模学校の統合

を促進することはきわめて適切なことである。

これらの諸点にかんがみ、この際合併市町村における学校の統合はもとより、その他の市町村における学校の統合についても、次の要領により積極的計画的に実施する必要がある。

一 学校統合の基本方針について

- 1 国及び地方公共校団体は、前文の趣旨に従い、学校統合を推奨すること。ただし、単なる統合という形式にとらわれることなく、教育の効果を考慮し、土地の実情に即して実施すること。
- 2 学校統合は、将来の児童生徒数の増減の動向を十分に考慮して計画的に実施すること。
- 3 学校統合は慎重な態度で実施すべきものであって、住民に対する学校統合の意義についての啓発については特に意を用いること。

二 学校統合の基準について

- 1 小規模学校を統合する場合の規模は、おおむね12学級ないし18学級を標準とすること。
- 2 児童生徒の通学距離は、通常の場合、小学校児童にあつては4キロメートル、中学校生徒にあつては6キロメートルを最高限度とすることが適当と考えられるが、教育委員会は、地勢、気象、交通等の諸条件並びに通学距離の児童生徒に与える影響を考慮して、さらに実情に即した通学距離の基準を定めること。

三 学校統合に対する助成について

- 1 国は、学校統合により必要とされる施設の建築費について十分にかつ計画的に助成すること。
- 2 国は、各種振興法に基づく助成金等の配分については、統合を行った学校に対し格別の考慮を払うこと。
- 3 国は、学校統合に伴い児童生徒の通学を容易にするため必要となるスクール・バス、スクール・ボート等の交通機関の設置に対して助成策を講ずること。

【資料 F】 公立小・中学校の統合に係る助成等

教職員定数関係

ア 市町村合併に伴う学校統廃合が行われ、教育上特別の配慮を必要とすると認められる学校について、5年間の教員定数の激変緩和措置を講ずる。

○根拠法令

公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）第15条第1号、同施行令第5条第1項

イ 学校統合に伴い必要となった校舎の建築が完成しないため、統合前の学校の校舎で授業を行っている場合について、統合に伴い必要となった校舎の建築が完成するまでの間、統合前の学校をそれぞれ一つの学校とみなして教職員定数を算定する。

○根拠法令

公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）第16条第2項

通学関係（スクールバス・ボート等の国庫補助）

市町村合併や人口の過疎現象に起因する学校統合に伴い、スクールバス・ボートの購入費や遠距離通学費の一部を国が補助する。

<補助率> 2分の1

<平成17年度予算額> ヘキ地児童生徒援助費等補助 826百万円

施設関係

公立の小学校及び中学校を適正な規模にするため統合しようとするに伴って必要となり、又は統合したことによって必要となった校舎又は屋内運動場の新築又は増築に要する経費の一部を国が負担する。

<負担率>

区分	原則	負担率の特例 (離島、過疎、奄美等)
校舎	2分の1	10分の5.5
屋内運動場	2分の1	10分の5.5(離島は2分の1)

○根拠法令

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律(昭和33年法律第81号)第3条第1項第4号、離島振興法(昭和28年法律第72号)第7条、過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第10条等

各都道府県教育委員会教育長あて

文部省初等中等教育局長・文部省管理局長

公立小・中学校の統合について

学校統合の方策については、昭和31年に「公立小・中学校の統合方策について」(昭和31年11月17日付文初財第503号文部事務次官通達)をもって通達されているところであり、貴委員会におかれても貴管下市町村に対して御指導を願ってきたところでありますが、その後の実施状況に鑑みますと、なお、下記のような事項に留意する必要があると考えられますので、貴管下市町村の指導につき一層の御配慮をお願いします。

記

- 1 学校統合の意義及び学校の適正規模については、さきの通達に示しているところであるが、学校規模を重視する余り無理な学校統合を行い、地域住民等との間に紛争を生じたり、通学上著しい困難を招いたりすることは避けなければならない。また、小規模学校には教職員と児童・生徒との人間的な触れ合いや個別指導の面で小規模学校としての教育上の利点も考えられるので、総合的に判断した場合、なお小規模学校として存置し充実する方が好ましい場合もあることに留意すること。
- 2 通学距離及び通学時間の児童・生徒の心身に与える影響、児童・生徒の安全、学校の教育活動の実施への影響等を十分検討し、無理のないよう配慮すること。
学校統合を計画する場合には、学校の持つ地域的意義等をも考えて、十分に地域住民の理解と協力を得て行うよう努めること。
統合後の学校の規模が相当大きくなる場合や現に適正規模である学校について更に統合を計画するような場合は、統合後の学校における運営上の問題や児童・生徒への教育効果に及ぼす影響などの問題をも慎重に比較考慮して決定すること。

三つのポイント - 学校規模、通学保障、地域の文化拠点 -

学校統廃合を考えるに当たっては、前述の2つの通知でも示されているとおり、「学校規模」、「通学距離」、「地域の文化拠点」の3つがつねに重要な論点となってくる。

学校規模が小さくなると、子どもたちの切磋琢磨や多くの友人と学び合う機会が少なくなり、教育条件の整備も割高となる。しかし、学校規模を重視しすぎると、通学距離が長くなって児童生徒の心身に通学負担がかかり、授業の効率が下がってしまう。公立学校は地域に開かれ支えられた運営が重要であり、災害時は学校は重要な住民の避難場所となる。コミュニティのまとまりができないまま学区が広域化すると、学校と地域との関係が弱くなってしまう。これらの条件や建設場所の土地の形状・面積・用途制限などともうまく調整して学校の配置を考えていく必要がある。

小中学校では、例えば学年単位で学級・学習集団を編成して授業を行うなど基本的な指導方法はあまり変わっていない。また、通学距離についても、当時、児童生徒の歩く時間や疲労度などをもとに道のりの上限を定めたことから、これについても大きな変更は考えにくい。しかし、昭和31年から約半世紀もの年月が経っている。この間、少人数教育の全国的な広まり、各地での様々な指導の工夫改善や特色ある学校づくり、小中連携・一貫教育や中等教育学校（中高一貫）などの学校間連携、モータリゼーションや道路整備、スクールバス導入の検討の動きなど、社会情勢や学校に期待される役割・機能も変化していることから、これらの変化に対応して、前述の3つのポイントについてどのようにあるべきかを調査研究して行く必要があると考えられる。

折りしも市町村では平成の大合併もかなり進んでおり、各地で、公共サービスの提供の在り方について今後検討が進められるものと予想される。もちろん、市町村合併により市区町村の範囲が広がったからといって、直ちに学校区の範囲を広げて学校統合ができるわけではない。しかも、義務教育は公共サービスの中でも重要な基礎サービスであり、もともと移動距離が小さい子どもを対象とし、防災時には全住民が関係してくる。このため、市区町村の大きさというより、住民の生活圏の中でどのように拠点を整備するかが重要となると考えられる。サービス・受益を高めれば学校運営費など地元・住民の負担も重くなる。学校が果たすべき役割や児童生徒・住民へのサービス提供の在り方などを軸として、各地でじっくり議論していただき、地域毎に最適な配置を考えていく必要があるのではないかと。

学校規模

小中学校の学校規模について、児童生徒数がピークを迎えた第2次ベビーブームの時と現在とを比べると、資料H、資料Iのとおりである。現在、31学級以上の過大規模校はほとんど解消でき、19学級以上の大規模校も減ったが、他方、6～11学級の小規模校が増えている。全体の分布状況を見ると、大規模校が少なくなったため、小学校の平均規模は11.9学級（平成17年学校基本調査より）となり、標準規模の12～18学級をわずかながら下回るようになってきた。

戦後の小中学校の規模の推移を見ると、第2次ベビーブームの時期に小規模校が減って大規模校の分布が高まったこともあるが、基本的には、大規模校の割合が減少し、波が寄せていくようにヤマが小規模校の区分に移っている。他方、300～400人規模の学校はどの時期を通じても多く分布する傾向が見られる。このあたりは1学年2学級を少し超える程度であり、標準規模に当たると考えられる。

また、最近の少子化で小規模校が増えているように思われるかもしれないが、実は、以前から小規模校はほぼ同じぐらいに存在しており、意外と変化していない。「全国規模で見ると、小規模校はつねに一定程度存在する」と考えられるが、これは、学校が小規模化しても、住民合意がすぐ調って直ちに統廃合できるわけでもなく、現実にはいくつかの段階を経て長い年月をかけて統廃合に至っているため、と考えられる。問題は、小規模校がこの水準を超えてこれから増えていくかどうか、それが適正な範囲かどうか、今後の少子化の急速な進行に今の制度や体制で対応が追いつくかどうか、であろう。

近年、学校現場では、児童生徒一人ひとりへの細やかな対応が求められており、習熟度別指導のような少人数指導や少人数学級など指導形態も多様化している。今後、これらの変化が学校規模に影響を与えるだけでなく、逆に学校規模が、学習活動や指導方法、学習集団や学級規模等に対し影響を与え、相互に関連し合っていくことも予想される。規模が変わると、人の行動パターンや活動の様相も変わってくる。その結果、組織が最適に機能するための条件なども変わってくるため、新たなルールを検討する余地も生じてくるのではないか。その際、小規模化や指導形態の多様化・弾力化等に伴い、学校規模を学級数ではなく児童生徒数で捉える手法も考えられるかもしれない。

また、小中一貫校などの工夫で規模の維持を図る動きがある一方、逆に、小・中学校で対応が分かれることも予想される。中学校は教科担任制である。学力の維持向上のため、教科毎に専門教員を確保できるよう、規模の維持を図る動きが出やすい。他方、小学校では、生活・地域に密着した学習・指導を通じて全人格的な成長を図るため、通学負担等も考慮しつつ、なるべく家庭や地域に近い場所で教育を続けようとすることは考えられる。第2次ベビーブームの際、中学校は、学校増設でなく学級数の増で対応した様子や、小規模の区分ではヤマがあまり高くない傾向がうかがえる。

学校規模の変化により、「授業等の学習活動や友人関係、運動会などの学校行事、部活動等にどのような影響を与えるか」、「児童生徒の学力・体力・コミュニケーション能力や社会性などの育成にどのような効果が現れるか」、「規模のメリットを活かして、職務が効率的に遂行できるか。教職員間の交流で人が育つ職場環境をつくり出せるか」、「学校運営費などコストとのバランスはどうか」等について調査を進め、学校規模の在り方とその最適化の根拠・基礎理論を構築しながら、施策を検討していく必要がある、と考えられる。その際、今後の時代の流れをも見据えて、「これから学校は、どのような指導・活動を行い、地域の公共文教施設としてどのような役割を果たしていくか」等について考えつつ、新たな学校像の設計が必要になってくるのではないか、

と考えられる。

通学距離

通学距離については、資料Eのとおり、児童生徒の心身の負担を考慮して、小学生は4 km、中学生は6 kmを道のりの上限として各教育委員会が基準をつくり、それを超える場合やへき地、豪雪・離島地域等では、スクールバスの運行やタクシー・公共交通を利用する通学費補助等が行われている。

全国の通学距離に関するデータはないが、イメージをつかむため、市街化調整区域や工業用地等の用途制限等の要素をあえて捨象して、人が住むことができる土地の面積（可住地面積）を当該市区町村の学校数で除し、これを平均学区面積とみなすと、人口密度の高い都市部では、学校規模は大きく通学距離は短くなるのに対し、過疎部では、学区の範囲が広がって通学距離が長くなる傾向がある。

学校が近くに通える場所にあるかどうかは、子ども・保護者にとって最も重要な条件の一つである。また、その地域のまちづくり、住居条件・住宅価値など住環境の評価にも大きな影響を与える。各地での学校設置に係る審議会等でも、通学の負担や安全安心は重要な論点である。最近では誘拐事件等により、スクールバスの導入も議論となっている。

また、地域の過疎化も進んでいる。学校規模を維持しようとしても、子どもの住居地は簡単に変えられないため、物理的に通学が難しくなる地域もある。寄宿舍通学も考えられるが、小学校段階から児童を家庭から離してよいか、児童の負担への考慮や各家庭・地域の理解が必要である。地域の諸条件のため、学校規模より教育機会の保障を優先せざるを得ない場合もあるが、その際、組織的・計画的な交流学习、社会性育成の場づくり、小規模集団での教育に最適な学校の編成・運営の在り方等について検討が必要ではないか、と考えられる。

施設

学校規模の最適化や学校統廃合などの議論は、施設の老朽化や耐震問題などが契機となって起こる場合もある。市町村合併を機に、教育インフラを再整備しようという動きも見られ、最近、廃校数が増えている。

学校規模や通学条件などが調整できても、建築関係法令との調整、土地の用途制限、周囲の状況、技術上の問題等により改修等が難しい場合もあることから、がこう規模の最適化の研究に当たっては、文教施設の整備の在り方や基準等についても、今後の教育や学校内の諸活動を踏まえながら、検討を重ねていく必要があると考えられる。

また、学校統廃合の場合、新しい校舎の整備等だけでなく、これから利用しなくなる施設をどう活用するかについても、地域にとって重要となることが多い。このため、ギャラリーやアトリエ、演劇の稽古場・大道具作成室など、多くの人々が日常的に集まることができる広いスペースや文化施設として再生したり、公民館や福祉施設、宿泊施設といった他の公共施設へ転用するなど各地で様々な取り組みがなされている。し

かし、転用後の利活用の状況、より自由に活動できるような施設管理の手法、スムーズな転用・改装など、施設管理・運営等も含めた新たな手法の開発や支援方法の多様化が、今後の検討課題だと考えられる。他方、こうした転用の目処が立たない地域や過疎部からは、対策の検討や解体補助金の創設などが求められている。整備のための補助金はある、解体のための補助金はない。しかし、老朽校舎を放置しておく安全管理面でリスクを負うだけでなく、管理費も継続して必要となる。資産の適正管理や予算節約の観点から、将来世代の税負担を適正なものにするためにも、整備のときと同様、補助金や起債で対応できないだろうか。いずれにせよ、どの選択肢が合理的かが判断できる調査研究が必要だろう。また、小中学校は昔から重要な地域の防災拠点であり、公共スペースとして残していく必要も高いことから、防災倉庫やヘリポートの整備など、さらなる転用の工夫も考えられないだろうか。

小規模校が避けられない地域では、小さくても充実した最適な施設を目指す「コンパクトスクール」という発想で対応できないか、という新たな議論も始まっている。これは、過疎部では人が少なく施設管理も難しいことから、公立学校へ図書館や福祉施設など様々な公立施設を一つにコンパクトに集めて複合化させ、これにより、効率のよい地域の生涯学習・文化の拠点、地域の皆がいつでも集まれる生活・教育文化の場を創造できないか、というものであり、少子高齢化・過疎化に備えた学校を核とした地域づくりに資するものである。今後、こうした未来志向の新たな視点も取り込んで、データを集め、議論を重ねていく必要があると考えられる。